

I. 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（概要）

◆政令の概要
改正法の施行を令和6年11月8日と定める。

II. 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（概要）

(1) 都市緑地法施行令の一部改正関係、首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正関係、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正関係、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正関係

◆法改正の概要

- ・ 特別緑地保全地区等内の土地の買入れや買入れた土地における機能維持増進事業等の支援業務を実施する都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）を国土交通大臣が全国で一に限り指定する制度を創設
→ **支援機構が特別緑地保全地区等内の土地を買入れた場合の都道府県等の負担に対する国庫補助金の額**について政令に委任
- ・ 民間事業者等による都市緑地の確保のための取組に関する計画（優良緑地確保計画）について国土交通大臣の認定を受けることができることとする制度を創設
→ **計画認定の申請に係る手数料等**について政令に委任
- ・ 国土交通大臣が決定する歴史的風土保存計画の記載事項に機能維持増進事業の実施の方針を追加

◆政令改正の概要

- ・ 都道府県等への国庫補助率をそれぞれ以下のとおり規定
特別緑地保全地区：1 / 3、近郊緑地特別保全地区：5 / 10
歴史的風土特別保存地区：7 / 10 ※都道府県等が自ら買入れる場合と同様

◆政令改正の概要

- ・ 計画認定の手数料を120万円（更新の場合は40万円）と規定 等

◆政令改正の概要

- ・ 歴史的風土特別保存地区における行為制限の対象外に、歴史的風土保存計画において定められた機能維持増進事業の実施の方針に従って行う行為を追加

(2) 都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

◆法改正の概要

- ・ 大臣認定を受けた都市の脱炭素化の促進に資する都市再生整備事業（脱炭素都市再生整備事業）における緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用について、民間都市開発推進機構の行う金融支援の支援対象に追加
→ **金融支援の対象となる具体の設備**について政令に委任

◆政令改正の概要

- ・ 具体的な設備として、以下のとおり規定。
① 緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うために必要な計測機器、通信機器、電子計算機、かん水設備その他国土交通大臣が定める設備
② 非化石エネルギー源を利用して発電又は熱供給を行うものとして国土交通省令で定める設備
③ エネルギーの効率的利用に資するものとして国土交通省令で定める設備

(3) その他の改正関係

- ・ 都市局都市環境課の所掌事務を整理

◆令和6年11月1日公布・11月8日施行

等